

# スポーツ施設の営業再開に向けた感染予防対策について

令和2年5月15日

広島県地域政策局スポーツ推進課  
広島県商工労働局商工労働総務課  
広島県体育施設協会  
一般財団法人広島県水泳連盟  
広島県ボウリング場協会

## 【対象施設】

- 体育館、柔剣道場、屋内・屋外水泳場、ボウリング場、スケート場、バレエ教室、体操教室、ヨガ・ホットヨガスタジオ
- 次の施設のうち、屋内施設  
ゴルフ練習場、バッティング練習場、フットサル場
- 次の施設のうち、観客席部分  
陸上競技場、野球場、テニス場、サッカー場、フットサル場

職場毎の特性に合わせた対策については「広島県新型コロナウイルス感染症に対する安全職場対策シート」を活用して検討する。

## 1 施設入場における注意事項

### ○ 感染防止の注意喚起

- ・ 受付窓口や掲示、ホームページでの注意喚起  
～ 発熱、咳、咽頭痛等の症状や体調不良のある場合の利用の自粛  
～ マスク着用や入場制限などの感染防止取組への協力旨の事前周知

### 【レベル2以上の段階で行う感染防止策】

発熱、咳、咽頭痛等の症状や体調不良のある場合の利用の自粛や、運動実施時を除く施設内におけるマスク着用、場合によっては入場制限があることなどについて、チラシ配布、窓口での積極的に呼びかけ・確認を実施

### ○ 入場制限による感染リスクの低減

- ・ スタッフの体調管理の徹底  
～ 出勤前の検温の徹底、発熱・咳・咽頭痛等の症状や体調不良の場合の出勤停止
- ・ 利用者の体調管理の徹底等  
～ 体温、体調などの事前申告の徹底  
～ スクール受講生保護者など送迎者の施設内入場の自粛
- ・ 予約受付時に、空いている時間での利用を促すなどの利用調整

### ○ 施設の出入口に消毒用アルコール等を配置

### ○ 利用者の氏名・連絡先の把握（代表者のみ）

## 2 施設内での感染防止に向けた注意事項

### ○ 飛沫感染・接触感染のリスク低減

- ・ 密集・密接の回避に向けた注意喚起  
～ 集団で行う競技、近接して行う競技、身体接触がある競技などを実施する場合は、各競技団体等が示す指針などに基づき、密集や密接を回避するよう注意を喚起

### 【レベル2以上の段階で行う感染防止策】

#### ◆ トレーニングジムの利用制限

体育館等に併設されているトレーニングジムについては、過去にクラスターが発生しており、感染リスクが高いことから利用を制限

#### ◆ 密集・密接が想定される用途での利用制限

利用受付時に、利用人数や利用用途、利用形態などを確認し、身体的接触を伴うコンタクトスポーツ等における試合・対戦形式の利用など、密集や密接が想定される場合は利用を制限

#### ・ 人と人の間隔の確保

- ～ 受付窓口等の利用者集合が想定される場所など、2m間隔の目安の表示
- ～ 廊下、階段など通路をテープ表示で区切るなど、施設内通路の非対面通行化
- ～ コート、レーン等の交互利用、練習場等の同時利用人数の制限などによる、身体的距離の確保

#### ・ 共用器具、貸出用具、共用箇所の定期的な消毒の実施

- ～ 複数人で利用する運動用具やドアノブ、テーブル、スイッチなどの共用部分、貸出用具等の定期的な消毒
- ～ 多数が接触するドアノブ等の共用箇所付近には、利用者も使えるよう消毒用アルコール等を配置
- ※ 水泳場においては塩素濃度のモニタリングを厳密に実施

#### ・ 更衣室、シャワー室、トイレ等の管理の強化

- ～ 定期的に換気・消毒を実施
- ～ 利用者にも利用後の換気・消毒の協力を依頼（消毒用アルコール等を配置）
- ～ ハンドドライヤー・共用タオル使用を禁止し、ペーパータオル等を配置
- ～ 更衣室の利用状況を管理し、同時利用人数を制限

#### ・ ゴミの廃棄における感染防止

- ～ 鼻水・唾液等の付着したゴミの密閉処理、回収時の手袋着用

#### ・ 換気の徹底

- ～ 出来る限り全てのドアを開放
- ～ 窓がない部屋については、空調機器稼働させるなど室内空気の滞留を回避
- ※ ホットヨガスタジオにおいては、1クラスごとに換気を実施

#### <利用者向け>

- ・ 手洗いの徹底、可能な限りマスクの着用
- ・ 対面での会話、大声での応援、ハイタッチなどの行動の自粛
- ・ 更衣室や休憩スペースなど共用施設での長時間利用の自粛、対面利用・会話の自粛

#### <従業員等向け>

- ・ マスクまたはフェイスガードの着用，手洗いの徹底
- ・ 受付窓口等における飛沫感染，接触感染リスクの低減措置
  - ～ アクリル板の設置，透明ビニールシートによる遮蔽
  - ～ トレーを介した金銭の授受や手袋の使用，都度の手指の消毒
- ・ スクールバス等による送迎時における車内での換気，席間確保
- ・ スクール指導時の飛沫感染，接触感染リスクの低減措置
  - ～ 指導者のフェイスガード着用，身体的接触を伴わない指導・身体的距離を確保した指導の実施
  - ～ 受講者の体調異常等を常に観察し，状況に応じた対応実施（注意喚起や退室など）
  - ～ 受講者同士の対面会話や身体的接触等，受講者の行動に対する注意喚起

### 3 その他

#### 【レベル2以上の段階で行う感染防止策】

##### ◆ 県外からの利用自粛

予約受付時に，県外からの利用については自粛を要請（ホームページや掲示でも事前周知）

#### ○ イベントや大会の実施における感染防止対策の実施

- ・ 参加人数を極力少数（最大でも50人程度）とし，次の点に留意の上，実施を検討
  - ア 3つの密（密閉，密集，密接）の発生が原則想定されないこと
  - イ 大声での発声や声援，近接した距離での会話等が控える環境を確保できること
  - ウ その他，必要に応じて，適切な感染防止対策（入場者の制限や誘導，手指の消毒設備の設置，マスクの着用，室内の換気等）が講じられること。

#### ○ 感染予防対策の徹底

- ・ 対策責任者・担当者を設定し，本対策を徹底